

各国立大学法人評価担当部課長 殿

国立大学法人評価委員会事務局

平成23年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
業務の実績に関する評価の結果への意見について

平素より大変お世話になっております。

このたび、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第32条第5項に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より平成25年1月21日付で「平成23年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」が別添のとおり国立大学法人評価委員会委員長あてに示されましたので、お知らせします。

今回の意見の概要は、下記のとおりです。今後、国立大学法人評価委員会としては、この意見も踏まえて評価を実施していくこととなりますので、御留意ください。

記

1. 意見の概要

(1) 公的研究費の不正使用防止について

複数の法人において公的研究費の不正使用が発覚していることを踏まえ、各法人の実情に合わせて、不正防止のための具体的な取組方策についてより一層厳格な評価を実施し、引き続き各法人における必要な改善を促すべきであること。

(2) 保有資産の有効活用について

各法人が策定した土地・建物の有効活用等に係る計画の実施を促す観点から、引き続き各法人における有効活用等の取組状況について評価し、その結果を明らかにするべきであること。

(3) 教員等個人に対して寄附された寄附金の取扱いについて

教員等個人に対して寄附された寄附金について、各法人における寄附金の取扱いを定めた規則等に基づかない不適切な処理がみられることを踏まえ、再発防止を図るため、各法人の教員等に対する規則の遵守などコンプライアンスの徹底に向けた取組状況について評価を行うべきであること。

(4) 随意契約の適正化の推進について

会計検査院から問題を指摘された法人があったことも踏まえ、各法人の状況に応じたより一層の一般競争入札の拡大など、更なる競争性及び透明性のある契約への見直しに向けた取組状況について評価し、必要な改善を促すべきであること。

2. その他

上記1に関わる取組状況については、平成24年度評価において、実績報告書の記述や「共通の観点」に係る事項についての平成22～24年度の取組状況により確認することとしています。

【本件担当】

文部科学省高等教育局

国立大学法人支援課国立大学戦略室 永田

電 話 : 03-5253-4111 内3311

03-6734-2002 (直通)

E-mail : kohyouka@mext.go.jp



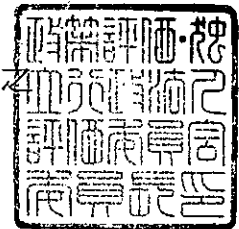
政 委 第 7 号
平成 25 年 1 月 21 日

国立大学法人評価委員会

委員 長 北 山 禎 介 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之



平成 23 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人
の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、貴委員会から平成 24 年 11 月 7 日付けをもって通知の
あった「平成 23 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
(通知)」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知
します。

平成 23 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人
の業務の実績に関する評価の結果についての意見

平成 23 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組む、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- 各法人は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況についてこれまでも評価を行っているが、複数の法人において公的研究費の不正使用が発覚していることを踏まえ、当委員会においても、平成 22 年度業務実績の評価において、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきと意見したところである。

しかしながら、貴委員会の平成 23 年度評価結果においては、不正使用が公表されている複数の法人について課題があると指摘している一方で、法人の具体的な取組方策について言及していないものが多いことから、今後の評価に当たっては、各法人の実情に合わせて、例外なく第三者に検収を実施させることや、より実効性の高い内部監査を実施することなど、不正防止のための具体的な取組方策についてより一層厳格な評価を実施し、引き続き各法人における必要な改善を促すべきである。

- 保有資産については、当委員会の平成 21 年度業務実績の評価において、各法人における資産の保有の必要性及び有効活用についての不断の見直しや、不要とされた資産の処分に向けた取組等を促すとともに、その見直しや進捗の適切性が国民に明らかになるような評価を行うべきと意見したところである。

貴委員会の評価結果をみると、平成 22 年度及び 23 年度に会計検査院から指

指摘を受けた19法人については、各法人が策定した土地・建物の有効活用等に係る計画の実施を促す評価をしているものの、これらの法人における具体的な有効活用等の実績について言及されておらず、見直しや進捗の適切性が明らかになっているとは言い難い。

今後の評価に当たっては、各法人の取組を促す観点から、引き続き各法人における有効活用等の取組状況について評価し、その結果を明らかにするべきである。

- ・ 教員等個人に対して寄附された寄附金については、各法人における寄附金の取扱いを定めた規則等により、法人に寄附しなければならないこととされている。

貴委員会の評価結果をみると、平成23年度に会計検査院から教員等個人宛て寄附金を法人へ寄附しない不適切な処理が行われていたとの指摘を受けた3法人については課題があると評価しているものの、24年度においても、他の19法人が会計検査院から同様の指摘を受けたところである。

今後の評価に当たっては、再発防止を図るため、各法人の教員等に対する規則の遵守などコンプライアンスの徹底に向けた取組状況について評価を行うべきである。

- ・ 随意契約の適正化の一層の推進については、貴委員会において、平成18年度以降に各法人が作成した随意契約見直し計画が21年度までに達成されていることを確認しているところであるが、24年度における会計検査院からの指摘があったことも踏まえ、24年度業務実績の評価に当たっては、各法人の状況に応じたより一層の一般競争入札の拡大など、更なる競争性及び透明性のある契約への見直しに向けた取組状況について評価し、必要な改善を促すべきである。